

- 庶務にあつては、下水道計画課及び下水道整備課に係るものを除く。)
- (2) 課、水質管理課及び浄化センターの所管に属する簡易な工事の契約及びしゅん工認定
 - (3) 浄化センター及びポンプ場等の維持管理の総括
 - (4) 浄化センター及びポンプ場等の運転に伴う環境調査
 - (5) 汚泥及び処理水等の再生利用等の計画及び調整
 - (6) 浄化センター及びポンプ場等の運転等の委託並びに業者の指導及び監督の総括
 - (7) 浄化センターの水処理の総括
 - (8) 浄化センター及びポンプ場等の改築更新及び改良の調査、計画及び調整
 - (9) 浄化センター及びポンプ場等の改築更新に係る補助申請
 - (10) 浄化センター及びポンプ場等の設備工事に係る設計、施工及び監督
 - (11) 工事管理基準の策定

水質管理課

- (1) 処理区域内の工場等からの排出水の調査、指導等
- (2) 除害施設の設置等の検査及び指導監督
- (3) 浄化センター及びポンプ場等の水質管理
- (4) 下水処理の調査及び研究

浄化センター(東西)

- (1) 所の庶務

- (2) 下水及びし尿の終末処理
- (3) 浄化センター及び系統ポンプ場等の維持管理
- (4) 浄化センター及び系統ポンプ場等の修繕工事
- (5) 浄化センター及び系統ポンプ場等の改築更新(施設課の所管に属するものを除く。)
- (6) 浄化センター及び系統ポンプ場等の改築更新工事に係る監督の一部

工事事務所(東西)

管理課

- (1) 所、課、水道課及び下水道課の庶務
- (2) 所が設計する工事の起工、契約及び精算
- (3) 給水装置工事費等の調定、納入通知及び収納
- (4) 所の所管に属する工事に係る工事資材の管理
- (5) 施設の維持管理
- (6) 量水器の管理
- (7) 給水装置工事の受付及び審査
- (8) 給水状況及び給水装置の調査
- (9) 給水管の維持管理
- (10) 水道工事センター
- (11) 開発行為等に係る水道施設整備の総括

水道課

- (1) 口径250ミリ以下の配水管改良工事の設計
- (2) 1件2,000万円以下の所の所管に属する支障物件移設工事の設計

- (3) 1件2,000万円以下の水道施設維持管理工事の設計(工業用水道施設に係るものについては、西部工事事務所に限る。(5)及び(6)において同じ。)
- (4) 配水管整備工事
- (5) 水道施設整備改良工事等の施工
- (6) 水道施設の維持管理
- (7) 配水管整備の受付及び審査

下水道課

- (1) 下水道管渠、浄化センター及びポンプ場等の新設、移設及び改築工事(下水道部の所管に属するものを除く。)
- (2) 下水道の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事(下水道部の所管に属するものを除く。)
- (3) 下水道事業に係る工事(下水道部の所管に属するものを除く。)の契約及びしゅん工認定
- (4) 下水道の占有、使用その他の管理
- (5) 下水道の境界の明示
- (6) 下水道管渠(低地ポンプを含む。)の維持管理及び補修工事
- (7) 私道及び里道に係る下水道の整備
- (8) 排水設備の新設及び改築の審査確認並びに検査
- (9) 排水設備の新設に伴う汚水ますの設置
- (10) 排水設備等の調査(下水道法第10条ただし書の許可に係るものを除く。)

4 事業所一覧

(平成29年9月1日現在)

名 称	所 在 地	電 話 (市外局番093)
本 局	小倉北区大手町1番1号	582-3131
東 部 工 事 事 務 所	小倉南区八幡町35番1号	932-5790
西 部 工 事 事 務 所	八幡西区竹末一丁目1番46号	644-7820
井 手 浦 浄 水 所	小倉南区大字井手浦418番地	451-0262
穴 生 浄 水 所	八幡西区鷹の巣三丁目10番16号	641-3338
伊 佐 座 取 水 場	遠賀郡水巻町二西四丁目14番1号	201-3675
畑 浄 水 場	八幡西区下畑町17番1号	617-4813
本 城 浄 水 所	八幡西区御開五丁目4番1号	693-1385
水 質 試 験 所	八幡西区鷹の巣三丁目10番16号	641-5948
東 部 浄 化 セ ン タ ー	小倉北区西港町96番地の3	581-5661
西 部 浄 化 セ ン タ ー	八幡西区夕原町1番1号	631-4635

